

# 入札説明書

北九州市公告第 428 号に係る入札公告（令和 8 年 6 月 5 日付）に基づく「消防通信指令システム等更新整備事業」の入札については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 業務内容に関する事項

- (1) 業務名  
消防通信指令システム等更新整備事業
- (2) 履行の内容等  
消防通信指令システム等更新整備事業 調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行場所  
北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号（北九州市消防局） 他 33 か所
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 入札形態  
WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける総合評価落札方式による一般競争入札

## 2 契約に関する事務担当部局の名称及び所在地

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号  
北九州市 消防局 総務部 総務課（担当：中野、内藤、水江、田中）  
電話 093-582-3802  
電子メール shou-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

## 3 入札に関するスケジュール

日程	手続き
令和 8 年 6 月 5 日（金）	公告
令和 8 年 6 月 16 日（火）	仕様書等の質問受付（第 1 回） ※回答の掲載 6 月 23 日（火）～6 月 29 日（月）予定
令和 8 年 7 月 1 日（水）	競争参加申出書 締め切り ※通知は 7 月 9 日（木）まで ※通知に対して説明を求める場合 7 月 15 日（水）までに要求書を提出。

	(要求書に対する回答は、7月21日(火)までに発送。)
令和8年7月3日(金)	仕様書等の質問受付(第2回) ※回答の掲載 7月8日(水)~7月17日(金) 予定
令和8年8月21日(金)	プレゼンテーション(予定)
令和8年9月11日(金)	契約締結(予定)

#### 4 競争入札の参加資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。この一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約制度課(電話:093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、参加資格申請締切日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 当該入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。)
- (6) 共同企業体の場合は、構成する全ての企業が上記の要件全てを満たし、本調達への単独又は他の共同参加を行っていないこと。
- (7) 共同企業体は次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の業務分担

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の契約不適合責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

5 競争参加申出書の提出と参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を所定の期日までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に、市長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、期日までに当該書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

ア 提出様式及び書類

特定調達契約に係る競争参加申出書（以下「申出書」という。）1部

単独企業の場合は様式1-1、共同企業体の場合は様式1-2を提出するものとする。

イ 提出場所

消防局 総務部総務課

ウ 提出期限

令和8年7月1日（水） 午後5時までに必着

エ 提出方法

「2 契約に関する事務担当部局の名称及び所在地」あてに、下記のいずれかで提出すること。

(ア) 書面での提出

持参（休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。）又は郵送

封筒に「消防通信指令システム等更新整備事業 競争参加申出書」と朱書きすること。

(イ) 電子メールでの提出

電話連絡の上、件名に「消防通信指令システム等更新整備事業競争参加申出書」と記載すること。

添付のファイル形式はPDF。

- オ 申出書は、公告の日から令和8年7月1日（水）まで北九州市ホームページ（[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03\\_00244.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00244.html)）で交付する。

- カ 競争入札参加資格の確認通知は、令和8年7月9日（木）までに発送（郵送又は電子メールで送信）する。

- キ カの確認通知で、入札参加資格を認められなかった者は、本市に対してその理由の説明を求めることができる。理由の説明を求める場合は、令和8年7月15日（水）午後5時までに「競争入札参加資格説明要求書」を書面（持参又は郵送）又は電子メールの送信（件名に「消防通信指令システム等更新整備事業 競争入札参加資格説明要求書」と記載。添付のファイル形式はPDF）にて提出しなければならない。

- ク キの回答は令和8年7月21日（火）までに発送（郵送又は電子メールで送信）する。

## 6 入札関係資料に関する事項

- (1) 仕様書を含む入札関係資料については、公告の日から契約締結日まで北九州市ホームページ ([https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03\\_00244.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00244.html)) 又は消防局 総務部総務課で交付する。
- (2) 入札関係資料に関して質問がある場合は、次のとおり書面（持参又は郵送）又は電子メールの送信にて提出すること。（電話による質問は一切受け付けない）
  - ア 提出様式及び書類 様式2にて、質問書を提出すること。
  - イ 提出場所  
消防局 総務部総務課
  - ウ 提出期間
    - (ア) 1回目  
公告の日から令和8年6月16日（火）午後5時
    - (イ) 2回目  
令和8年6月24日（水）から令和8年7月3日（金）午後5時（期限日以降の質問については受け付けない。）
  - エ 提出方法  
「2 契約に関する事務担当部局の名称及び所在地」あてに、下記のいずれかで提出すること。
    - (ア) 書面での提出  
持参（休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。）又は郵送封筒に「消防通信指令システム等更新整備事業 質問書」と朱書きすること。
    - (イ) 電子メールでの提出  
電話連絡の上、件名に「消防通信指令システム等更新整備事業 質問書」と記載すること。添付のファイル形式はPDFとすること。
  - オ 質問の回答  
1回目の回答は令和8年6月23日（火）から、2回目の回答は令和8年7月8日（水）から令和8年7月17日（金）まで、北九州市ホームページ ([https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03\\_00244.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00244.html)) に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

## 7 提案書に関する事項

- (1) 提出物は、下記のとおりとすること。
  - ア 提案書表紙及び目次（様式7）
  - イ 実績調書（様式8、実績を証明する資料を添付すること。）
  - ウ 業務実施体制及び従事予定者経歴書（様式9、実績等を証明する書類を添付すること。）
  - エ 業務工程表（様式自由。主要なマイルストーンを記載すること。）
  - オ 中間更新費内訳書（様式10）
  - カ 性能要件（様式11）

- キ 機能実現証明書（様式 1 2）
- ク サービスレベル表（様式 1 3）
- ケ 保守費内訳書（様式 1 4）
- コ 提案書

(2) 入札者は、提案書の作成にあたり下記の点に留意すること。

- ア 提案書の作成にあつては、「提案内容評価表」に従い、実現案等を記載すること。
- イ 「提案内容評価表」の各項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由、背景などを明確に示すこと。
- ウ 提案書の内容は、入札者が実現できる範囲で記載すること。
- エ 入札者を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- オ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図表を適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。
- カ 参考資料の添付は認めない。
- キ 提案書の様式は定めないが、A4 サイズとすること。
- ク ページ数は、100 ページ以内とする。なお、(1)ア～ケは、ページ数にカウントしない。
- ケ ページ番号を付けること。
- コ フォントサイズは、11 ポイント以上とすること。また、下線等により語句を強調することも可とする。

(3) 提出は下記のとおりとすること。

- ア 提出場所  
消防局 総務部総務課
- イ 提出期限  
令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時（提出日以降の提案書は受け付けない。）
- ウ 提出方法  
持参(休日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間とする。)又は書留郵便に限る。  
郵送で提出の場合は、封筒に「消防通信指令システム等更新整備事業提案書在中」と朱書きし、令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時までに必着のこと。  
また、郵送する場合、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。  
なお、郵送する際は、郵送後に担当部署（問合せ先）にその旨を連絡すること。
- エ 提出部数
  - (ア) 提案書（必要部数）部：（原本 1 部、副本 8 部）
  - (イ) 当該データを格納した CD-ROM 又は DVD-ROM：1 部  
※PDF 形式とすること。ただし、様式 1 2 は編集可能な形式のデータも添付すること。

(4) 本市は、提出された提案書を、本調達に係る目的以外に使用しない。なお、提出された提案書は返却しない。提出された書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

(5) 提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

## 8 入札及び開札に関する事項

(1) 日時

令和 8 年 7 月 21 日（火）午前 10 時

(2) 場所

北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号 北九州市消防局 2 階会議室

(3) 提出様式及び書類

様式 5 にて、入札（見積）書を提出すること。また、様式 1 5 に入札額の内訳を記載すること。

なお、入札（見積）書及び入札額内訳書は、分けて提出すること。

(4) 郵送にて入札（見積）書を提出する場合は下記のとおりとすること。（電子メールの送信は受け付けない）

ア 郵送方法

書留郵便に限る。入札（見積）書及び入札額内訳書を郵送用封筒に入れ、その表に「令和 8 年 7 月 21 日（火）入札分提出書類在中」と朱書きすること。

イ 提出場所

北九州市消防局 総務部総務課

ウ 受領期限

令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 3 時まで必着。受領期限までに到達しない入札（見積）書は無効とする。

(5) 提出部数

ア 入札（見積）書：1 部

イ 入札額内訳書：1 部

(6) 入札は、本人又は代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。

(8) 入札保証金

入札価格の 100 分の 5 以上を入札の前日までに納付しなければならない。ただし、北九州市契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(9) 入札価格が入札予定価格を超えた場合は失格とし、プレゼンテーションは行わない。

(10) 入札の手順等本書に定めるもののほか、別添の「入札心得」による。

## 9 プレゼンテーションに関する事項

提出された提案書の内容のほか、技術点を決定するうえで、下記のとおりプレゼンテーションの実施を行う。プレゼンテーションは、提案書及び付属資料の内容について本件の管理責任者、又は選任予定の業務管理者が行うこと。ただし、入札予定価格

を超える入札価格で入札したものはプレゼンテーションを実施しない。

(1) プレゼンテーションの実施日

令和8年8月21日(金)(予定)

※実施日、集合時間、集合場所等については、事前に電子メールで連絡する。

(2) 時間

1者につき60分程度(説明20分、質疑応答40分)とする。

なお、説明は管理責任者、又は業務管理者が実施すること。

(3) 注意事項

出席者は1者あたり様式9に記載された者の中から最大5名までとする。説明に必要な機材(パソコン等)がある場合は、提案者側で用意し、設営及び撤収時間は計5分以内とする。

なお、プロジェクタ及びスクリーン(又はモニタ)、延長コードについては、当市で準備する。

## 10 落札者の決定方法

(1) 失格となる者以外の入札者に対して、提案書及び入札(見積)書による総合評価を行い、落札者の順位を決定する。

(2) 落札者の決定方法等の詳細については、「落札者決定基準」に記載する。

(3) 北九州市業務委託低入札価格調査試行実施要領(平成28年4月1日施行)3の規程により定められた調査基準額を下回った入札が行われた場合は、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認められるか否かについて調査を行うため、落札候補者の決定を保留し入札を終了する。なお、落札候補者の決定後は、入札者全員にその旨通知する。

(4) (3)に該当する調査基準額を下回る入札を行った者は、調査に協力しなければならない。

(5) 落札者が決定した場合は、落札者にその旨を通知し、北九州市ホームページ([https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03\\_00244.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00244.html))において公表する。

(6) 落札者の提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。

## 11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の5以上を落札の決定通知を受領後直ちに納付しなければならない。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、北九州市及び契約の相手方(以下「受託者」という。)が各1通を保有するものとし、まず受託者が契約書に記名押印を行い、当該契約書の提出又は送付を受けて、市長がこれに記名押印した後、受託者に、当該契約書1

通を送付する。

イ 市長が、受託者とともに契約書に記名押印しなければ、この契約は確定しないものとする。

ウ 契約書の作成に関する費用は、全て落札者の負担とする。

- (4) 落札者は、契約締結までの間に、当該運營業務にかかる費用の内訳書を提出すること。
- (5) この契約期間中における契約内容の変更等を考慮し、契約の変更を前提にした条項を設け、契約書に明記することとする。

## 12 その他必要な事項

- (1) この調達について苦情の申立てが行われた場合、調達手続の停止等が行われる場合がある。
- (2) 競争入札参加者及び受託者が、この調達に関して要した費用については、すべて競争入札参加者及び受託者が負担するものとする。
- (3) 本入札にあたっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に意義を申し立てることはできない。
- (4) 入札関係資料を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用してはならない。
- (5) 落札決定後、契約締結までに落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当する場合は、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 提案書の内容は、本業務の範囲とし、入札価格の中で提案内容を実現できること。なお、受託者は、業務の実施にあたり、提案内容について改めて本市と協議し、本市の承認を受けること。不採用とした場合についても契約金額変更は行わない。